

○東京藝術大学美術学部（大学院美術研究科を含む）開設授業  
公欠の承認基準

平成23年4月14日  
教 授 会 決 定

改正 平成25年10月24日 令和7年12月11日

(趣旨)

第1条 この基準は、本学美術学部の学生（大学院美術研究科の学生を含む。）が授業を欠席する場合において特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公欠とは、特別の事由により美術学部（以下「学部」という。）が認めた授業欠席をいう。

(公欠事由等)

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 忌引（配偶者、1親等（父母及び子）：連続する7日間、2親等（祖父母、兄弟姉妹及び孫）：連続する3日間）
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合
- (3) 教育実習（期間中及び実習の為の打合せ）
- (4) 介護等体験（期間中及び事前指導）
- (5) 古美術研究旅行
- (6) 五芸祭実行委員（全日程）及び体育大会参加者（開催日のみ）
- (7) その他学部教授会が認めた特別事由

(承認手続)

第4条 公欠事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。ただし、前条第7号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 公欠事由に該当して授業を欠席する場合は、所定の手続きにより公欠届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

(公欠の例外)

第6条 公欠事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

(公欠の処理)

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関し必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附 則

この基準は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

## 附 則

この基準は、令和 7 年 12 月 11 日から施行する。